

尚絅学院大学教職課程センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第67条第2項及び尚絅学院大学組織運営規程第9条第2項に基づき、尚絅学院大学（以下、「本学」という。）の教職課程センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 センターは、教務部のもと本学の教員養成の理念及び基本方針に基づき、教職課程の改善及び充実を図るとともに、学生が教員としての資質能力を主体的に形成していくことができるよう支援することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教職指導（教育実習、介護等体験及び学校ボランティア等を含む。）に関すること
- (2) 教員就職支援に関すること
- (3) 教育委員会、諸連絡協議会及び諸学校等の関係機関との連携協力に関すること
- (4) その他センターの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

2 前項第3号に定めるセンター員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教職課程設置学類の教職課程担当教員若干名
- (2) 教職課程部門教員若干名
- (3) 教職課程センター主幹
- (4) 教務課職員1名
- (5) 進路就職課職員1名
- (6) 教務課（実習支援室）職員1名

3 前項第1号及び第2号に定める教員はセンター長が指名する。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げないが、連続2期を限度とする。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の専任教員のうちからセンター長が学長の同意を得て委嘱する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げないが、連続2期を限度とする。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第7条 センター員は、センターの業務を処理する。

- 2 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第8条 センターに、センターの運営に関する事項を協議するため、センター運営会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、第4条のセンター長、副センター長、センター員若干名で組織する。
- 3 会議は、センター長が招集し、議長となる。
- 4 センター長は必要に応じて、センター構成員以外の者の出席及び発言を求めることができる。
- 5 会議で協議した事項については、教務部長に報告しなければならない。

(事務)

第9条 センターの事務は、教務課（実習支援室）が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、2015年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、2019年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、2021年4月1日から施行する。なお、幼稚園教職課程に係る業務は従前の例による。